

デジタルパスポート・バナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、デジタルパスポート画面に掲載する広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告

文字又は画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者の指定するサイト(ホームページ、SNS)にリンクする機能を有するもの

(2) 広告主

デジタルパスポート画面に広告を掲載する旨の決定を受けたもの

(広告掲載の範囲及び基準)

第3条 広告を掲載できる範囲及び基準は、デジタルパスポート・バナー広告掲載要綱及びデジタルパスポート・バナー広告掲載基準の規定を適用する。

(広告掲載の条件等)

第4条 広告を掲載する条件は、次のとおりとする。

(1) 広告の種類は、バナー広告とする。

(2) 広告掲載位置は、デジタルパスポート画面のトップページで子育てにやさしい企業推進協議会(以下「協議会」という。)が指定する位置とする。

(3) デジタルパスポート画面のトップページにおける広告掲載数は、8枠以内とする。

(4) 広告の規格は、次のとおりとする。

項目	規格
サイズ	縦 200 ピクセル×横 300 ピクセル
容量	150 キロバイト以下
画像形式	JPG (JPEG)、PNG

(5) 広告の掲載料は、プレミアム・パスポート協賛企業(以下「プレパス協賛企業」という。)は1枠あたり月額10,000円(税込)とし、それ以外の企業は月額20,000円(税込)とする。

(6) 広告の掲載期間は毎月1日より1月単位とする。応募多数の場合は1月ごとの抽選とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

(7) 広告の掲載時間は、掲載期間の初日の午前0時から開始し、最終日の午後11時59分に終了するものとする。

(広告の掲載募集)

第5条 広告の掲載募集は、プレミアム・パスポートホームページ等により行う。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、デジタルパスポート・バナー広告掲載申込書を協議会に提出するものとする。

2 プレパス協賛企業以外の企業においては、広告掲載希望者を確認できる書類を提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 協議会は、前条の申込書を掲載月の前々月末日までに提出を受けたときは、前月初旬までに速やかに掲載の可否を決定するものとする。

2 協議会は、広告掲載希望者が第4条に定める枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

3 協議会は、掲載の可否の決定を行ったときは、その結果・条件等について広告掲載希望者に速やかに連絡するものとする。

(広告原稿の提出)

第8条 広告の原稿は、協議会が指定する期日までに電子メールにより提出するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告主は、第4条に定める広告の掲載料を掲載終了後に協議会の指定する期日までに納入するものとする。なお、広告主の責めに帰さない理由により、掲載契約期間中に掲載された日が全体の半分を超えた場合は、広告主は掲載料を納入するものとする。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

3 広告主は、掲載された広告が不適切な管理により協議会及び第三者へ損害を及ぼすことがないよう努めなければならない。

(広告主の届出義務)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに協議会に連絡しなければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げる場合

(2) 広告を差換える場合

(3) リンク先サイトのアドレスを変更する場合

(4) リンク先サイトに障害等が発生した場合

(広告掲載の取消し)

第12条 協議会は、広告主又は広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (2) 広告主、広告の内容又はリンク先のサイトの内容等が、この要領に違反するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告としてふさわしくないと協議会が認めるとき。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。